

第2回笠間市立病院のあり方に関する検討委員会次第

日 時 平成19年8月23日
午後6時30分
場 所 笠間市役所
2階大会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 協議事項

(1) 市立病院の現状と課題及びあるべき経営形態について

(2) その他

4. その他

平成 19 年 8 月 23 日
行 革 推 進 課

経営形態を見直す上での類型とメリット・デメリット

経営形態	長 所	課 題
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者は市で、基本的な責任は市が負うこととなるが、施設の管理運営を市以外の事業者が行う手法である。 ・ 職員は指定管理者に引き継がれる例が多い。 ・ 受託者が医療スタッフを確保することとなるので、医療スタッフの心配が無くなる。 ・ 医療サービスの提供上及び経営上、民間事業者のノウハウを活用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化されることによって、現在の勤務医が離脱しないような組織体制づくりが一番の課題である。 ・ 企業債の残債の償還及び債務の解消は、行政の責任で行うことになる。
民間移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の民間事業者への売却等により、民間事業者が病院の運営を行う経営形態であり、完全に市から切り離せる。 ・ 市として赤字補てんのための財政負担をする必要がなくなる。 ・ 医療サービスの提供上及び経営上、民間事業者のノウハウを活用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該民間事業者により、現在並びに将来にわたって必要な機能が確保できるか、また、地域医療に期待される医療機関としての役割が担保されるかが、困難となるおそれがある。 ・ 民間事業者への移管の際に、現在の職員の引継ぎの可能性、身分取り扱い、退職金などの取り扱いが課題。
縮小（病床廃止診療所化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計から特別会計となり、市行政により近くなる。 ・ 不採算部門の見直しにより、赤字幅の削減が可能となる。 ・ 効率的な運営が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病床を廃止することにより、現在行っている地域医療に期待される不採算部門が維持されるかが課題となる。具体的には市民に対する医療サービスが限定され、訪問診療の維持や、夜間、休日における電話相談等への対応が難しくなる。